

昭和二十七年法律第二百三十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第二条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍協定」という。）第五条の規定により、合衆国軍隊又は国際連合の軍隊が使用する飛行場及び航空保安施設については、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項の規定は、適用しない。

2 合衆国軍協定第五條第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者及び同乗する者については、航空法第三十一條、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第二百二十六條第二項、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百三十一條、第三百三十一條の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五條の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十一條の四、第三百三十一條の七、第三百三十二條、第三百三十二條の二並びに第三百三十四條の三（当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。

3 前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 航空法附則第六條及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六條第二項において準用する航空法第三十一條の二の五第四項及び第六項の規定は、第二項の航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

附則（昭和二十九年六月一日法律第一五二号）

1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の署名の日又はその後六箇月以内にて同協定の当事者となる政府に係るものについては、同協定第二十一條四及び第二十二條四において同協定が及ぼされないこととなる場合を除き、この法律中第三條の規定は昭和二十七年七月十五日から、その他の規定は昭和二十七年四月二十八日から適用する。

附則（昭和三十五年六月二三日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一〇日法律第五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（平成八年五月九日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年九月一日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年六月一九日法律第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中航空法の目次の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第九十九条に一項を加える改正規定、同法第九十九条の二を削る改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法に二項を加える改正規定、同法第三百二十二條の二の改正規定、同法第三百三十一條の三の改正規定、同法第三百三十四條の改正規定、同法第三百三十四條の二の次に一項を加える改正規定、同法第四百四十五條の二第二号の改正規定、同法第五百十條第十号の改正規定、同法第五百五十七條第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第五百五十七條の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五百五十七條の五とし、同条の次に一項を加える改正規定、同法第五百五十七條の三の次に見出し及び一項を加える改正規定、同法第五百五十九條第二号の改正規定、同法第六百六十条の改正規定（同法第一号中「第九條第四項」を「第二十條第四項若しくは第四百四條第四項の規定、第九條第四項」に改める部分に限る。）並びに同法第六百六十一條の改正規定並びに次条並びに附則第三條、第四條、第八條、第十一條及び第十五條から第十七條までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和二年六月二四日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年六月二一日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

四 第二条及び第三条並びに附則第十三條、第十五條、第十七條、第十八條及び第二十一條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日